

令和3年第11回定例会

## 江東区教育委員会会議録

令和3年11月12日（金）

江東区教育委員会

# 令和3年第11回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年11月12日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年11月12日（金）午前10時45分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、  
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、  
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、  
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、  
棚瀬江東図書館長

## 6 議題

- 日程第1 議案第22号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第23号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正
- 日程第3 議案第24号 江東区立深川図書館改修工事請負契約
- 日程第4 議案第25号 江東区立深川図書館機械設備改修工事請負契約

## 7 報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
- （2）令和4年度生江東区奨学資金貸付運用方針について
- （3）令和3年特別区職員の給与に関する報告及び勧告について
- （4）令和3年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況について
- （5）江東区SNS教育相談2021の実施状況について

## 8 追加議事案件

- 追加日程第1 議案第26号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第6号）

## 9 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和3年第11回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、進藤委員をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第22号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について事

務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第22号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和3年11月12日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

大町学務課長 それでは、恐れ入りますが、資料1を御覧ください。本条例は、1の改正の理由に記載のとおり、区立もみじ幼稚園及び小名木川幼稚園を令和3年度末をもって廃止とするため、改正を行うものでございます。

これら2園につきましては、区立幼稚園児数の減少等を受け、平成30年度に策定いたしました、江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針並びに実施計画において廃園を決定したものとなります。

2の改正の概要ですが、条例別表中のもみじ幼稚園及び小名木川幼稚園の名称と位置を削除するもので、新旧対照表については、裏面のとおりとなっております。

また、4のとおり、施行日を令和4年4月1日としております。

今後の予定でございますが、第4回区議会定例会に議案を提出し、議決されましたら、学校教育法の規定に基づき、東京都に廃止の届出を提出し、手続を進めてまいります。

私からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 廃止後の跡地の活用については、どのような組織で検討しているんですか。

大町学務課長 こちらの跡地についてですけれども、まず、もみじ幼稚園につきましては、現在、全庁的な組織で検討中でありまして、まだ検討中ということになっております。

小名木川幼稚園につきましては、学校の敷地内ということでして、今後予定されております小名木川小学校の改築の中で、日影等の規制の課題もありまして、一体的に改築の中で整備をしていくものと予定されております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第２ 議案第２３号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第２３号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正、上記の議案を提出する。令和３年１１月１２日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条の規定に基づき、本案を提出します。

飯塚指導室長 それでは、江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正について御説明いたします。

江東区において申請書等における押印の見直し指針が策定されたことを受けて、江東区立学校職員服務取扱規程において押印を求めている手続の改正を行います。

主な改正点としては、職員証再交付願、別記第４号様式の押印欄の削除、事務引継書である改正前の別記第９号様式の押印欄の削除と様式名が繰り上がって変更されたこととございます。

改正前の別記７号様式（休暇・職免等処理簿）については、江東区立学校職員服務取扱規程において定めるのではなく、休暇・職免等処理簿（学校職員の休暇処理に関する規程（平成１５年東京都教育委員会訓令第５号）第２条に規定する様式を使用する規定に改めます。

この規程の施行予定日は、令和３年１２月１日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。日程第２について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第３ 議案第２４号 江東区立深川図書館改修工事請負契約及び日程第４ 議案第２５号 江東区立深川図書館機械設備改修工事請負契約は、いずれも深川図書館改修に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第１４条第２項の規定により一括議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第２４号 江東区立深川図書館改修工事請負契約及び議案第２５号 江東区立深川図書館機械設備改修工事請負契約、上記の議案を提出する。令和３年１１月１２日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、本案を提出します。

棚瀬江東図書館長      それでは、議案第24号について御説明いたします。

この工事は、深川図書館が平成5年の改築から28年経過していることから、老朽化した建物の大規模改修を行うものでございます。

まず、建築工事に関しましては、10月26日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、株式会社野村工務店が3億4,210万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料3に入札の結果を記載しておりますが、落札率は92.9%でございます。

続きまして、議案第25号について御説明いたします。

本工事は、議案第24号に伴う機械設備工事でございます。10月19日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、大進設備株式会社が1億9,932万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料4に入札の結果を記載しておりますが、落札率は99.0%でございます。

いずれの議案とも第4回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。

また、工期末につきましては、令和4年12月16日まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第3及び日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長      それでは、私から新型コロナウイルス感染症の対応について御報告申し上げます。

10月8日の本委員会におきまして御報告いたしました、新型コロナウイルス感染症に係る通知以降の対応といたしましては、東京都が設定いたしましたリバウンド防止措置期間が10月24日をもって終了し、10月25日から11月30日までの間を「基本的対策徹底期間」として感染防止対策を徹底することといたしました。このことを受けまして、各校園長に対し、引き続き感染防止対策に沿った運営の継続を、10月22日付の事務連絡をお願いしているところでございます。

資料5を御覧願います。こちらは区におけるリバウンド防止措置期間終了に伴う対応方針について、同じく10月22日付で出されました通知でございます。

この通知では、2におきまして、全般的な方針として、基本的な感染防止対策を徹底しつつ、区施設等の運営を行うとしてございます。

3の主な措置事項といたしましては、(1)のイベントや会議についてから、裏面でございますけれども、2ページに記載の(10)区立公園の運営についてまで記載のとおりでございますが、このうち、1ページにお戻りいただきまして、(4)の学校運営、(6)の図書館の運営につきましては、感染防止対策を講じつつ運営するとなっておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

私からの報告は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和4年度生江東区奨学資金貸付運用方針についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長      それでは、私から報告事項2について御説明いたします。

本区の奨学資金の貸付の方針などを決定する令和3年度第1回江東区奨学資金貸付審査会を先月開催し、そこで令和4年度生の募集に係る運用方針が決定いたしましたので、御報告いたします。

初めに、1番の予約採用基準です。まず、(1)区内に居住する中学校3年生、義務教育学校9年生で、高等学校等への進学を来年度希望する者であること。

(2)学習成績がおおよそ平均点以上であること。これは9科目の平均点を3点とし、その合計が27点以上であることを指しております。

そして、(3)本人の属する世帯の所得金額が、生活保護法による基準額の15割以下という所得制限を設けております。

ただし、(2)と(3)につきましては、採用予定人員に満たない場合は、基準を緩和することとなっております。

次に、2番の採用予定人員です。近年の申込み状況を勘案し、50名といたしました。

3番の申請につきましては、(1)区立中や義務教育学校の在学学生は、学校を通じて申請することとなっており、現在、各中学校3年生、義務教育学校9年生全員に申込書の発送をしたところです。

そして、(2)の私立などその他の中学校に在学している希望者は、直接教育委員会への申請としており、今月21日号のこうとう区報により、今月15日から12月14日までの受付など、本件に関する記載を掲載してございます。

次に、4番の貸付予約者の決定です。申込み締切り後、審査を行い、審査順位により予約決定を行い、最終的に高等学校等への入学許可者を奨学生として正式に決定する予定です。

2 ページ目を御覧ください。5 番の貸付についてです。学資金は年 3 回に分割し、記載の金額を月額として毎月貸し付け、また入学準備金は入学前の令和 4 年 3 月に貸し付けます。

最後の 6 番では、過去 5 年間の決定状況を掲載していますので、御確認ください。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 3 令和 3 年特別区職員の給与に関する報告及び勧告についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長      では、報告事項 3 について御説明いたします。

資料 7 を御覧ください。先月の 10 月 20 日特別区人事委員会では、各区の区長、議長に対して職員の給与に関する報告及び勧告を行いましたので、その概要について御説明いたします。

今回、本年の給与勧告のポイントとして上段に記載してございます、2 点ございます。1 点目は、月例給に関して公民較差がマイナス 94 円、率にしてマイナス 0.02%、特別区の職員の給与が民間従業員の給与を上回っている状況です。しかし、この較差は僅少であり、おおむね均衡しているという状況でありますので、本年は月例給の改定は行わないこととなります。

2 点目は特別給、すなわち期末・勤勉手当になります。特別区職員の現行年間支給月数 4.60 月は、民間の支給割合を上回っているため、民間との均衡を踏まえ、0.15 月引下げ、4.45 月とするものでございます。そのため、支給月数の引下げを行うこととなりますが、この対応は、来年 3 月の期末手当から差引きすることとしております。この結果、職員の平均年間給与額として約 5 万 9,000 円の減となります。

以上が職員の給与に関する報告及び勧告の概要となります。

本件詳細につきましては、この後ろから 4 ページ目まで、その背景などを含め順次記載しておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、今後の予定でございますが、現在、区長部局のほうで特別区職員労働組合連合会と東京清掃労働組合との団体交渉を行っており、給与改定の交渉を進めているところでございます。

今回申し上げた内容は、特別区における統一交渉事項でございますので、まだ決定事項ではございませんが、労使の交渉が妥結した段階で、改めて条例案として教育委員会のほうにお諮りいたしますので、その際は改めて御審議いただきたいと存じます。

私の説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいですか。では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項４ 令和３年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長      令和３年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況について御報告いたします。

資料８を御覧ください。本調査は、毎年小学校及び義務教育学校（前期課程）６年生と中学校３年生及び義務教育学校（後期課程）９年生を対象に文部科学省が４月に実施しているものでございます。

調査の構成としては、教科に関する調査を国語と算数、数学について行い、このほかに質問紙調査、いわゆるアンケート調査を行っております。

昨年度、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、本調査は実施されておらず、今年度は２年ぶりの実施となっております。

それでは、まず、小学校及び義務教育学校（前期課程）の状況についてでございます。資料の表面を御覧ください。真ん中の縦長のボックス、５、教科に関する調査の結果の概要を御覧ください。

令和２年度より新たな江東区長期計画による指標が示され、本調査については、これまで全国の平均値を１００として比較しておりましたが、より実態に即した目標値を設定することとし、東京都の平均値を１００として比較しております。平成２９年度から４年間の結果を掲載しておりますが、小学校は全ての調査において、全国平均、都平均を上回っております。

令和３年度の表を御覧ください。国語については、東京都平均１００に対して１０５．９で、都平均より５．９ポイント高くなっております。算数については１０４．１で、東京都平均より４．１ポイント高くなっております。

これまで小学校では、全国平均や東京都の平均を上回る数値が出ておりました。今後も、こうとう学びスタンダードの取組の一層の充実を通して、こどもたちに考えさせたり、発表させたりすることにしっかりと取り組む等、学習指導要領で狙いとしている資質・能力の確実な育成を目指して取組を進めてまいります。

次に、右上の６、江東区長期計画の指標との関連を御覧ください。令和６年度における長期計画の小学校の目標値は１０７としていますが、今年度の数値は１０５で、目標値まであと２ポイントとなっております。昨年度は本調査が実施されておらず、今後、新たな目標値の達成を目指して、各学校で授業改善をしていく状況と考えております。

また、本調査の質問紙調査による自分にはよいところがあると思う児童の割合は、目標値の８７％に対して、今年度の数値は７５．５％となっ

ております。次の人の役に立つ人間になりたいと思う児童の割合については、目標値の96%に対して、今年度の数値は94.3%となっており、この2つの指標の達成に向けては、今後、自己肯定感、自己有用感を高めるための活動を継続していく必要があると考えております。

次に7、質問紙調査の結果の概要を御覧ください。児童の回答の中から特徴的なものについて記載いたしました。

1点目の学校生活についてですが、「学校に行くのは楽しいと思う」と回答している児童は80%を超えているものの、国や都とともに前回調査より減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の心理面に様々な変化があったことが考えられ、全国、都の結果も同様の傾向が見られました。

2点目の自己肯定感や、3点目のいじめについてですが、「自分にはよいところがある」と回答している児童は、国や都をやや下回っておりますが、差は少なくなっているところです。

4点目の地域との関わりですが、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童の割合は、国や都より約1ポイント程度高くなっております。

次に8、こうとう学びスタンダードとの関連を御覧ください。今回の児童へのアンケート調査の中で、学びスタンダード、国語スタンダードの内容と関連する項目の状況について取り上げてみました。小学校及び義務教育学校（前期課程）6年生では、家庭学習について、1日に60分以上勉強する児童、自分で計画を立てて勉強する児童は、国や都に比べて約10ポイント以上高くなっております。

読書への親しみについては、1日に30分以上読書をしている児童、図書館等を月に1回以上利用している児童の割合は、国や都より高くなっており、読書に親しんでいる児童が多いと言えます。

続きまして、中学校及び義務教育学校（後期課程）の状況についてでございます。資料、裏面を御覧ください。

まず、中央の教科に関する調査の結果の概要を御覧ください。東京都を100としたときの江東区の数値は、国語、数学ともに、全国平均値、都平均を上回っております。これは少人数習熟度別指導や、本区の事業である中学校教科交流等の授業改善の成果が現れてきたと捉えております。

次に6、右上の江東区長期計画の指標との関連を御覧ください。令和6年度における長期計画の中学校の目標値は105ですが、今年度の数値は102.4で、目標値まであと2.6ポイントとなっております。令和元年度の数値を0.2ポイント上回りましたが、これまでの成果を踏まえ、さらなる授業改善の取組を充実させてまいります。

また、本調査の質問紙調査による、自分にはよいところがあると思う生徒の割合は、目標値の80%に対して、今年度の数値は71.9%とな

っております。人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合については、目標値の93％に対して、今年度の数値は92.7％となっており、この2つの指標の達成に向けては、小学校と同様に、自己肯定感、自己有用感を高めるための活動を継続していく必要があると考えております。

次に7、質問紙調査の結果の概要を御覧ください。1点目の学校生活についてですが、「学校に行くのは楽しいと思う」と回答している生徒は、国や都を下回り、78.8％となっております。

3点目のいじめについてですが、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と回答している生徒は、国や都をやや下回りますが、94.1％と高い割合となっております。

4点目の地域との関わりについては、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた生徒の割合は、前回調査と比べて、僅かながら減少しております。

次に8、こうとう学びスタンダードとの関連を御覧ください。今回の生徒へのアンケート調査の中で、学びスタンダード、国語スタンダードの内容と関連する項目の状況について取り上げました。

中学校3年生及び義務教育学校（後期課程）9年生では、家庭学習について、1日に60分以上勉強する生徒は82.4％となり、国や都を大きく上回り、自分で計画を立てて勉強する生徒は、国や都とほぼ同じ値となっております。

読書への親しみについては、1日に30分以上読書をしている生徒、図書館等を月に1回以上利用している生徒の割合は、国や都より低くなっており、読書に親しむ取組を一層進めていく必要があります。

「全国学力・学習状況調査」について、本区の数値をこれまでと比較し御説明させていただきましたが、これらの結果は、あくまでも本区の児童生徒の調査結果の平均としての結果であります。各学校におきましては、個人の結果、学校ごとの結果が返却されておりますので、各校でそれぞれの結果について分析し、一人一人の課題について改善を図っていくことが重要であります。本区としましても改善点を明確にし、今後の授業改善、施策展開につなげてまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。

眞 貝 委 員      結果の概要についてですけれども、小学校、中学校ともに、学校生活についてと自己肯定感のパーセンテージが下がっていますけれども、これはコロナの影響と考えてもよろしいのでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長      やはり自己肯定感や自己有用感というのは、学校の中で役割を果たしていくことによって、それを達成することによって自分で実感できると

ころかなと思います。今回、前年度、令和2年度になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行事、取組が中止になったことから、そういう自己有用感を感じる場が少なかったことが影響しているのではないかなと分析しております。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

                         全体的に見ても、学力の調査の結果について良好なという報告がございましたけれども、今、眞貝委員からもありましたけれども、児童生徒の質問紙調査の結果のところ、心の部分でのところがなかなか数値が上がらないというところは、我々は大きく捉えていかなければいけないところかなと思います。

                         こどもたちの評価基準がどこにあるのかということもありますので、実は細かく見ていきますと、評価基準を高く持っているお子さんが、大人から見ると、「いや、できているよ」と思っているのに、自己肯定感が低いゆえに回答が低くなるということもあるんですね。そういった部分について、やはり大人が適切に関わっていきながら、「あなたはこれだけでできているんだよ」ということをしっかり伝えていくことも必要だなというふうに思います。

                         先ほどコロナの影響ということもございましたけれども、例えば、今回テストを受けたのは中3の子たち、実は昨年の職場体験ができていないんですね。それから、6年生の子たちにとっては、縦割りだったり、異年齢の活動ができていないとかいうことがあり、6年生として4月を迎えたんだけど、1年生との関わりが十分できていないと。そういったところでの、先ほど室長から説明があった自己肯定感を高めていくはずだった活動がなかなかできていないというところがあります。

                         これらについては、私のほうから校長会等を通して校長先生方にもお話をしているところでありますけれども、今、少しずつ感染者数が少なくなっている中で、やはり工夫して、今までやりたかったけれども、できなかった活動が、今、徐々に始まってきているところがありますので、そういった点も含めて、小学校・中学校、それから幼稚園も含めてですけれども、全体で協力しながらしっかりと進めていきたいと思っています。

                         また、こうとう学びスタンダードの関連のところは比較的良好な結果が出ているというところでもありますので、引き続きこのところも見直しをしていきたい、また継続した取組をしっかりとしていきたいと思います。

                         先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

                         続いて、報告事項5 江東区SNS教育相談2021の実施状況についてを説明願います。

守屋教育支援課長      それでは、私からは「江東区SNS教育相談2021」の実施状況について御報告申し上げます。

資料9を御覧ください。なお、こちらにつきましては、9月までの半年間の途中経過の御報告となりますので、よろしくお願いいたします。

本事業の目的ですが、項番1にございますとおり、いじめ、不登校、友人関係、家庭環境等、様々な悩みを抱えながらも誰にも相談できない生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止することを掲げてございます。

また、実施の概要についてですが、こちら年度当初にも御案内したところですが、対象は、区立中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒約8,000名となっております。

実施期間は、通年行っているものが4月12日（月曜日）から年度末の3月28日（月曜日）までの毎週月曜日となっております。また、夏季休業期間の後半の2週間、8月16日（月曜日）から8月31日（火曜日）までの間は毎日実施しておるという状況でございます。

なお、開設の時間につきましては、こどもたちが相談しやすい時間帯、また、あまり深夜になってはいけないというところで、午後5時から午後9時までの時間帯を設定しているところでございます。

それでは、実施結果、9月末現在ということで御報告申し上げたいと思います。登録者数、生徒数ですが、64名となっております。

相談の総件数ですが、221件となっております。この221件の捉え方なんですけれども、こどもたち、生徒から何らかのアクションがあった、または相談者のほうからこどもたちに呼びかけた、そういったものの総数が221件となっております。

そして、この表の隣に、実際に相談の応答があったのは97件とありますけれども、申込みをしてきた、もしくは私どものほうから働きかけたうち、実際に相談につながったのが97件、そういった読み取りとなります。

中ほどに四角囲みがありますが、実際に相談につながった97件の内訳をお示ししているところでございます。こちらですが、延べ数となっておりますので、生徒の人数とイコールということではございません。例えば1の不登校でございますが、延べ件数は10回となっております。こちら中身なんですけれども、実はある生徒Aさんが1名で10回相談してきているというような形になってございます。

5番の友人関係の悩みについての相談、こちら22件となっておりますが、実際には8人の生徒の相談の合計が22件となっております。

7番、家庭環境に関する相談につきまして、こちら3件となっておりますが、実相談生徒数が2名ですので、お一方が1回、もうお一方は2回相談してきているというような内訳となります。

9番の心身の健康・保健につきましては、合計数22件となっており、こちらは5名の生徒が実際には相談をしてきております。

10番の学業・進路ですが、こちら延べ数が5件となっております。その中で実際の生徒の人数としては4名となっております。

12番の学校環境ですが、こちらは合計相談件数、延べ4件となっておりますが、こちらは1名の生徒の相談ということで、繰り返し4週にわたって相談が続いているという状況でございます。

14番のその他、こちら31件というふうに数字が大きくなっておるんですけども、文字どおり、1番から13番に当てはまらないものという形になりますが、例えば継続相談の約束がありましたという場合に、「じゃ、来週も相談します」と生徒から話があったので、私も相談者のほうから、「先週続きの相談をしてお話しただいたけれども、どうですか」と呼びかけをしたところ、「あっ先週の相談で無事に解決しました。だから今週は大丈夫です」。そういったやり取りが大半となっております。

取組内容と主な成果につきましては、4番にお示しをさせていただきました。昨年度より相談期間を夏休みの後半だけではなく、週に1回ではありますが、通年に拡充したことで、生徒とのつながりを維持しながら、継続的に相談を受ける体制を整えることができました。先ほどもありましたとおり、一人のお子さんが、その場その場で解決する相談はもちろんあるんですが、継続的に相談をしていく、そういったことが実現できております。また今年度も、今述べましたとおり、通年での相談事業を継続しておるところでございます。

また、周りの大人になかなか相談することができなかった相談者、中学生がSNS教育相談を利用したことで、問題の把握・深刻化を防いで解決できたような相談事例もございます。これにつきましては、SNSを活用した教育相談の効果が現れているものと分析しています。

また、今後につきましては、残り半期でございますので、私どもから生徒への積極的な相談の呼びかけでありますとか、プッシュ通知の送信、また、案内カードと言いまして、申し訳ございません、私は今、手元に現物を持っておるんですが、名刺サイズのこういったものを全ての中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒に配っておりますけれども、こういったものを折に触れて配布するなどして、相談を気軽にしてほしいということをお願いをまいりたいと思っております。

私からの報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。

本   田   委   員      1つ、登録者数の増加というのは、今のところ認められているのでしょうか。

守屋教育支援課長 登録者数につきましては、実は昨年度のこの時期、ちょうど半期が終わったときの登録者数が143名でありました。先ほど私、今年度の登録者数は64名とお伝えしたところですので、単純計算で言えば、半分のように見えます。それはそのとおりです。実際に相談の応答があった数、実際にやり取りができた数、先ほど97件と併せてお伝えしたところなんですけれども、じゃ、昨年度のこの時期はどうだったかと分析しましたところ、111件でございました。つまり、昨年度は登録をしてくださった方は多かったんですけれども、実際の相談にはなかなかつながらなかったんですが、今年度登録されている方というのは、実際の相談につながるケースが非常に多くて、既にこの時期で昨年度とほぼ同じような相談件数、実数があるということでございます。とはいえ、先ほどの報告、後半のほうでも述べさせていただきましたけれども、やはりまだまだ相談したいんだけど、一歩踏み出せない生徒がいるのではないかと思いますので、そこは私もから働きかける、もしくは先ほどのカードの配布等を通じて、気軽に相談していいんだよということ呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

本 田 委 員 質問というか、これは以前から申し上げているところなんですけれども、カードをもらったときにすぐ登録しようと思うのは、今悩みがある子がほとんどだと思うんです。友人関係だとか、家庭の問題って急に出てくるのがいっぱいあって、そのときにすぐ相談できるという状況にあるのが大事だと思っています。となると、登録者数というのが大事なんじゃないかなと思っていて、登録していれば、いつでもできるけれども、登録していないからできなかった。あの紙ってどこへ行ったっけ、多分そんなふうになると思うんですね。なので、もうちょっとすぐにも登録できるような、前回言ったのは、タブレットからできればいいのというお話をしたんですが、それが無理ならば、バーコードだけでもそこにシールで貼っておくとか、何かそうやって本当にいつでもアクセスできるような準備が必要なんだろうなと思います。

守屋教育支援課長 今の御指摘は、まさにそのとおりかと思います。すぐに相談できる体制を整えていく、気軽に相談していいんだよということを促していくということはとても大事だと思います。実は相談に入る前に、いきなりこの相談ですがというふうに子どもたちから入ってくるケースは少なく、いろいろと雑談をしていく中で、「実は相談員の先生、僕こんなこと悩んでいるんだ」というふうに相談につながっていくケースが多々ございます。その中の素朴な子どもたちの声の中に、「大人がいつも忙しそうにしているから、本当は相談したいんだけど、相談できないんだ。で、この相談に来てみたんだ」というような声が多数ございます。ですので、

そういったこともありますので、今おっしゃったような相談の登録者数をまずは増やしておく。で、思い立ったらいつでも相談できる体制を構築していくということはとても大切だと思いますので、引き続きそういったやり方をしていきたいと思います。ありがとうございます。

本 多 教 育 長      今、本田委員から出たことはすごい大事なことで、今後に向けては、1人1台端末がせつかくあるので、そこをうまく使えたらと思います。そこからリンクが貼れないところもあるんですけども、ただ、そこにカードのものを貼ることはできると思いますし、様々登録者数を増やす取組、今、本田委員からあったことについては、繰り返し呼びかけをしながら取組を進めてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

続いて、本日は追加議事案件がございます。追加日程第1 議案第26号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長      議案第26号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第6号）、上記の議案を提出する。令和3年11月12日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、私から教育委員会事務局に係る補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

資料10の1ページ、歳入歳出予算総括を御覧願います。歳入は16万6,000円の増額、歳出は250万円の増額となっております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧願います。歳入事項別明細書を御覧願います。第14款、国庫支出金及び第15款、都支出金は、子ども・子育て支援交付金の増額によるものでございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

3ページの（3）歳出事項別明細書を御覧願います。第7款、教育費、第1項、教育総務費、第6目、放課後支援費、事業2、私立学童クラブ補助事業では、小学校で1人1台のタブレット端末活用環境整備がされたことを受け、放課後や臨時休業時に家庭にいることが困難な児童に対し、学習の機会を等しく保障する必要があることから、私立学童クラブにおけるWi-Fi環境の整備に係る費用助成として250万円を計上してございます。

以上、簡単でございますが、補正予算の説明とさせていただきます。

本 多 教 育 長     本案について質疑願います。

鈴 木 委 員     私立学童クラブの環境整備の補助金ですが、対象は何か所ぐらい入っているのでしょうか。

河野地域教育課長     ここで積算している対象ですけれども、私立学童クラブということで、子どもが毎年運営費の補助を積んでいる対象の私立学童クラブになります。ですので、実際は3クラブということになります。具体的な名前を申し上げますと、ライト学童、南砂にある風の子クラブ、あと大島6丁目の共同学童クラブになります。この3つに対して、年間で補助している部分に積み上げの形で上乘せするということになります。

本 多 教 育 長     よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。追加日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長     御異議ありませんので、これを決定いたします。  
それでは、以上をもちまして、令和3年第11回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。